

公益財団法人広島平和文化センター

令和6年度 多文化共生・国際交流補助金交付事業

～ 募集のご案内 ～

令和6年（2024年）1月15日

公益財団法人広島平和文化センター

市民の皆さんの自主的で活発な多文化共生活動及び国際交流・協力活動は、広島市の国際化の原動力そのものです。当センターでは、広島市内や外国で行われるそうした活動を対象に、選考委員会による審査を行い、次の額を限度に補助金を交付します。

これまで当補助金の交付対象団体を「1年以上の活動実績がある団体」と限定していましたが、令和6年度よりこの条件を撤廃し、創設間もない団体であっても当補助金にお申込みいただけるようにいたしました。皆様ふるってご応募ください。

対象団体	補助金交付限度額	
主たる活動の場が 広島市内の団体	市内事業	10万円
	国外事業	30万円

申請期間 令和6年1月15日(月)～2月16日(金)《必着》

※「補助金交付申請書」はホームページからダウンロードできます。

詳しくはこちら ⇒



【お問い合わせ・お申し込み先】

公益財団法人広島平和文化センター 国際市民交流課
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場3階
TEL:082-242-8879 FAX:082-242-7452
E-mail:internat@pcf.city.hiroshima.jp

まずは、お気軽に
ご相談ください。

1 補助金の対象

対象団体	対 象 事 業	
主たる活動の場が 広島市内の団体	市内事業	広島市内で行う多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業
	国外事業	国外で行う国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業

※ 市内事業、国外事業を重複して申請はできません。

(1) 対象団体

次の全ての項目に該当する団体とします。

- ア 主たる活動の場が広島市内であること。
- イ 構成員の5割以上が広島市民又は広島市内に通勤若しくは通学していること。
- ウ 目的、組織、事務所、代表者、役員、会計など団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- エ 国又は地方公共団体が資本金、基本金等を出資した法人（以下「出資法人」という。）でないこと。
- オ 非営利の団体であること。
- カ 当補助金の交付を令和3年度から3回連続して受けている団体でないこと。
（交付回数の算定に当たっては、団体の名称の如何を問わず、同一性を有する団体と認められる場合は、同一団体への交付回数として算定する。）

(2) 対象事業

次の全ての項目に該当する事業とします。

- ア 市内事業にあつては、多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業であり、団体の構成員だけでなく、一般の広島市民も参加できる事業であること。
- イ 国外事業にあつては、国際交流の推進又は国際協力の推進を目的とする事業であり、参加人員が2人以上であること。
- ウ 団体が自ら企画し、主催する事業であること。
- エ 非営利の事業であること。
- オ 特定の宗教・政党に偏っていない事業であること。
- カ 主たる活動内容が、文化・芸術・スポーツ振興等の事業でないこと。
- キ 国若しくは地方公共団体又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人から、同種の助成金その他これに類する金銭の交付を受けていないこと。
- ク 講演会、シンポジウムその他これに類する事業にあつては、新規事業の掘り起こし又は新規事業の担い手育成につながるものであること。
- ケ 国際交流の推進を目的とする事業にあつては、前号に該当する事業を除き、人的交流を伴う事業であること。
- コ 多文化共生の推進を目的とする事業にあつては、在住外国人への支援に寄与するための事業であること。
- サ **令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**の間に行う事業であること。

2 補助対象経費及び補助金の額

次の額を限度に予算の範囲内で選考委員会の審査を経て決定します。

区 分	補助対象経費及び補助金の額	
市内事業	多文化共生及び国際交流・協力に必要と認められる経費(注)の2分の1に相当する額	限度額 10万円
国外事業		限度額 30万円

注：「多文化共生及び国際交流・協力に必要と認められる経費」について

区 分	支 出 科 目
認められる経費	<ul style="list-style-type: none">・ 国外事業の広島市と目的地の間の交通費（団体の構成員かつ広島市に住民票を有する者に限る。）・ 講師の交通費（合理的な理由のないタクシー代等を除く。）・ 報償費、会場借上料、附属設備の使用料・ 文房具等の消耗品費・ 広報チラシ制作や会場設営等の委託料・ 切手等の郵送料 等
認められない経費	<ul style="list-style-type: none">・ 市内事業における交通費（講師の交通費を除く。）・ 観光、視察、見学等を目的とする交通費・ 個人的利益に還元されるテキスト等の購入費・ 食料費、宿泊費、贈与物資購入費、保険料 等

3 申請

申請期間内（令和6年1月15日（月）～2月16日（金））に、所定の「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、当センターへ郵送又は持参してください。

※ 申請しようとする団体は、**遅くとも締切日の10日前（2月6日（火））までに、必ず御相談ください。**

締切日直前に申請され、記述内容の不備や添付書類の不足等により締切日に間に合わない場合は、申請を受理できませんので御注意ください。

4 交付の決定及び通知

補助金の交付は、選考委員会の審査を経て決定します。予算の範囲内で交付するため、交付決定金額が補助金交付限度額を下回る場合があります。審査結果及び交付決定金額は文書で通知します。（3月中旬～下旬を予定しています。）

5 補助金の交付

交付決定の通知を受けた団体は、速やかに所定の「請書」を提出してください。補助金は、請書の提出を受けた後、事業実施の前日までに銀行口座に振り込みます。ただし、所定の手続が完了していない場合等は事業実施の開始日以降の交付となります。

6 計画変更の承認等

- (1) 補助金交付決定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく所定の「事業計画変更承認申請書」に必要な書類を添えて当センターに申請し、事業実施前に必ず承認を受けてください。
 - ① 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
 - ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ③ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金交付決定通知を受けた後、国、地方公共団体又はそれらの出資法人から、同種の補助金の交付決定通知を受けた場合は、直ちに文書により当センターに届け出てください。
- (3) 補助金の交付を受けた団体で、事業が予定の期間内に遂行が困難になったとき、又は前記「1 (1) 対象団体」若しくは「1 (2) 対象事業」の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく当センターに報告してください。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがあります。取り消し、又は変更した場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

7 事業実績報告

補助金の交付を受けた団体は、事業を完了した日から30日以内に所定の「実績報告書」に必要な書類を添えて、当センターに提出してください。また、実績報告の場を設ける場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

8 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付決定後、次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。その際、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金については返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業計画書の内容と事実が著しく相違していると認められるとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件などに違反したとき。
- (4) 予算総額に対する執行率が8割未満になったとき。
- (5) 補助金額に対し2割以上の剰余金が生じたとき。
- (6) 前記「6 計画変更の承認等」の(3)に該当するとき。